

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-3/100	所要時間が10分から起算して25分を境ごとに+1単位(11単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +20/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +3/100	特定事業所加算 () 特定事業所加算 () 特定事業所加算 ()	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
		(2) 20分以上30分未満													+1/100
		(3) 30分以上1時間未満													+2/100
		(4) 1時間以上													(5.5単位に30分を境ごとに+1.1単位)
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	+1.1単位													
	(2) 45分以上	+2.2単位													
ハ 通院等乗降介助		(1回につき)													
															1回につき +100単位

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算
 (1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)
 (2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)

ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +1.0単位(1月に1回を限度))

ト 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

チ 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×137/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×100/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×55/1000)

リ 介護職員等特定処遇改善加算
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×63/1000)
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42/1000)

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)

注：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
 業務給付計画未認定運営については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		高齢者虐待防止措置未実施加算	事務所総計課未査定減額	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1.288単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)								
ニ 看取り連携体制加算	(病亡日及び葬日以前30日以下に限り1回につき +4単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算() (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計			

： 特別地域訪問入浴介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画策定減額については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

3 訪問看護費

	注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算()	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +482単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (233単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +482単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×90/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +550単位)													
	(2) 看護体制強化加算() (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)												
		(二) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)												
	(2) ハを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +50単位)												
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき +25単位)												

注：特別地域訪問看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			注 (1)サービス提供体制強化加算							
(1回につき +3単位)			注 (2)サービス提供体制強化加算							

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費() (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)	+100単位	+10/100	+5/100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月1回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
八 大 増 援 の 事 業 所 （ ） の 場 合	病 院 又 は 診 療 所 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (353 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (411 単位) 要介護4 (441 単位) 要介護5 (469 単位)																	
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (368 単位) 要介護2 (423 単位) 要介護3 (477 単位) 要介護4 (531 単位) 要介護5 (586 単位)																	
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (465 単位) 要介護2 (542 単位) 要介護3 (616 単位) 要介護4 (710 単位) 要介護5 (806 単位)				3時間以上4時間未満の場合 + 12単位													
		(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (520 単位) 要介護2 (606 単位) 要介護3 (689 単位) 要介護4 (796 単位) 要介護5 (902 単位)					4時間以上5時間未満の場合 + 16単位												
		(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (579 単位) 要介護2 (687 単位) 要介護3 (793 単位) 要介護4 (919 単位) 要介護5 (1,043 単位)						5時間以上6時間未満の場合 + 20単位											
		(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (670 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,211 単位)							6時間以上7時間未満の場合 + 24単位										
		(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (708 単位) 要介護2 (841 単位) 要介護3 (973 単位) 要介護4 (1,129 単位) 要介護5 (1,282 単位)								8時間以上9時間未満の場合 + 50単位 9時間以上10時間未満の場合 + 100単位 10時間以上11時間未満の場合 + 150単位 11時間以上12時間未満の場合 + 200単位 12時間以上13時間未満の場合 + 250単位 13時間以上14時間未満の場合 + 300単位	7時間以上の場合 + 28単位								
	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (353 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (411 単位) 要介護4 (441 単位) 要介護5 (469 単位)	x70/100	x70/100	+37/100															
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (368 単位) 要介護2 (423 単位) 要介護3 (477 単位) 要介護4 (531 単位) 要介護5 (586 単位)																		
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (465 単位) 要介護2 (542 単位) 要介護3 (616 単位) 要介護4 (710 単位) 要介護5 (806 単位)					3時間以上4時間未満の場合 + 12単位													
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (520 単位) 要介護2 (606 単位) 要介護3 (689 単位) 要介護4 (796 単位) 要介護5 (902 単位)						4時間以上5時間未満の場合 + 16単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +60単位									
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (579 単位) 要介護2 (687 単位) 要介護3 (793 単位) 要介護4 (919 単位) 要介護5 (1,043 単位)																		
	(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (670 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,211 単位)																		
	(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (708 単位) 要介護2 (841 単位) 要介護3 (973 単位) 要介護4 (1,129 単位) 要介護5 (1,282 単位)																		
介 護 老 人 保 健 施 設 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (353 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (411 単位) 要介護4 (441 単位) 要介護5 (469 単位)																		
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (368 単位) 要介護2 (423 単位) 要介護3 (477 単位) 要介護4 (531 単位) 要介護5 (586 単位)																		
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (465 単位) 要介護2 (542 単位) 要介護3 (616 単位) 要介護4 (710 単位) 要介護5 (806 単位)					3時間以上4時間未満の場合 + 12単位													
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (520 単位) 要介護2 (606 単位) 要介護3 (689 単位) 要介護4 (796 単位) 要介護5 (902 単位)						4時間以上5時間未満の場合 + 16単位												
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (579 単位) 要介護2 (687 単位) 要介護3 (793 単位) 要介護4 (919 単位) 要介護5 (1,043 単位)																		
	(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (670 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,211 単位)																		
	(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (708 単位) 要介護2 (841 単位) 要介護3 (973 単位) 要介護4 (1,129 単位) 要介護5 (1,282 単位)																		
介 護 医 療 所 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 (353 単位) 要介護2 (384 単位) 要介護3 (411 単位) 要介護4 (441 単位) 要介護5 (469 単位)																		
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 (368 単位) 要介護2 (423 単位) 要介護3 (477 単位) 要介護4 (531 単位) 要介護5 (586 単位)																		
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (465 単位) 要介護2 (542 単位) 要介護3 (616 単位) 要介護4 (710 単位) 要介護5 (806 単位)					3時間以上4時間未満の場合 + 12単位													
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (520 単位) 要介護2 (606 単位) 要介護3 (689 単位) 要介護4 (796 単位) 要介護5 (902 単位)						4時間以上5時間未満の場合 + 16単位												
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (579 単位) 要介護2 (687 単位) 要介護3 (793 単位) 要介護4 (919 単位) 要介護5 (1,043 単位)																		
	(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (670 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,211 単位)																		
	(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (708 単位) 要介護2 (841 単位) 要介護3 (973 単位) 要介護4 (1,129 単位) 要介護5 (1,282 単位)																		

二 移行支援加算		(1日につき 12単位を加算)																		
ホ サービス 提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算																		
	(2) サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算																		
	(3) サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算																		
ヘ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算																		
	(2) 介護職員処遇改善加算	(2) 介護職員処遇改善加算																		
	(3) 介護職員処遇改善加算	(3) 介護職員処遇改善加算																		
イ 介護職員 等特定 処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算																		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算	(2) 介護職員等特定処遇改善加算																		
ロ 介護職員 等ベース アップ等 支援加算	(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算																		

注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者」に「バリエーション」を行う場合。「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、介護職員等特定処遇改善加算、及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ又はハを算定する場合は、支給限度額基準額の算定の際、イの単位数を算入

介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和3年5月31日現在算定可能。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
	二 介護老人保健施設短期入所療養介護費()	介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
(2) ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一 ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
	二 ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
		ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																									
三 ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
四 ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
	ユニッツ型介護老人保健施設短期入所療養介護費()	単介費 (240 単位)																										
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一 時間以上時間未満	単介費 (240 単位)																										
	二 4時間以上時間未満	単介費 (240 単位)																										
	三 時間以上時間未満	単介費 (240 単位)																										

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算

一 療養体制維持特別加算	(1日につき 21単位を加算)
二 療養体制維持特別加算()	(1日につき 57単位を加算)

4. 総合学習加算 (利用中) 1日毎加算() 1日につき 21単位を加算

5. 1日入居促進加算 (1日につき 11単位を加算) 1日につき 11単位を加算

6. 療養加算 (1日につき 3単位を加算) 1日につき 3単位を加算

7. 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)
(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)

8. 緊急時対応療養費 (一) 緊急時対応療養費 (1日につき 4単位を加算)
特別加算 (1) 緊急時対応療養費() (1日につき 11単位を加算)
特別加算 (2) 緊急時対応療養費() (1日につき 11単位を加算)

9. 災害時の上乗せ加算 (一) 災害時の上乗せ加算() (1日につき 11単位を加算)
上乗せ加算() (1日につき 11単位を加算)

10. サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算)

11. 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、所定単位×19/1,000)
(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、所定単位×16/1,000)
(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、所定単位×13/1,000)

12. 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき、所定単位×16/1,000)
(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき、所定単位×17/1,000)

13. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき、所定単位×8/1,000)

注 所定単位は、(1)から(3)までに算出した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(3)までに算出した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(3)までに算出した単位数の合計

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	療養病床を有する病院	療養病床を有しない病院	
1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> a) 病院療養病床短期入所療養介護費 (従来型個室) b) 病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型) (従来型個室) c) 病院療養病床短期入所療養介護費 (従来型個室) (多床室) d) 病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型) (多床室) 														
	<ul style="list-style-type: none"> a) 病院療養病床短期入所療養介護費 (従来型個室) b) 病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型) (従来型個室) c) 病院療養病床短期入所療養介護費 (多床室) d) 病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型) (多床室) 														
2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> a) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (従来型個室) b) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (多床室) 														
	<ul style="list-style-type: none"> a) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (従来型個室) b) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (多床室) 														
3) ユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> 一) ユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (個室) 二) ユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型A) 三) ユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型B) 四) 経過のユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (個室) 五) 経過のユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型A) 六) 経過のユニツト型病院療養病床短期入所療養介護費 (療養機能強化型B) 														
	<ul style="list-style-type: none"> 一) ユニツト型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (個室) 二) 経過のユニツト型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (個室) 														
	<ul style="list-style-type: none"> 一) 3)期間以上7)期間未満 二) 7)期間以上10)期間未満 三) 10)期間以上13)期間未満 														
14) 介護職員等ベースアップ等															

※ 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外算定項目
 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 療養病床を有する病院において、療養病床を有しない病院の療養病床に療養介護を受ける患者の療養介護費は、療養病床を有する病院の療養病床に療養介護を受ける患者の療養介護費と同額とする。
 ※ 療養病床を有する病院において、療養病床を有しない病院の療養病床に療養介護を受ける患者の療養介護費は、療養病床を有する病院の療養病床に療養介護を受ける患者の療養介護費と同額とする。

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	当該施設に必要設備が不足している場合	当該施設に必要設備が不足している場合	当該施設に必要設備が不足している場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	個室を有しない場合	認知症行動・心理状態対応が困難な場合	緊急短期入所入居費	若年性認知症利用者入居費	利用者に対して送迎を行う場合										
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費() 看護<6.1> 介護<6.1>	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 減額 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(夜間)を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位										
		b 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位) 要介護2 (786 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (892 単位) 要介護5 (946 単位)																			
		c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)																			
		d 診療所短期入所療養介護費 <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)																			
		e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)																			
		f 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)																			
		(二) 診療所短期入所療養介護費() 看護<3.1>	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>										要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)									
			b 診療所短期入所療養介護費 <多床室>										要介護1 (724 単位) 要介護2 (776 単位) 要介護3 (828 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)									
			(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費() <ユニット型個室>										要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)									
													(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)								
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室>													要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)								
														(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)							
															(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)						
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)																			
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (948 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)																			
	4) 口腔機能強化加算 (1回につき、10単位を加算、1月に1回を限度)																					
	5) 療養費加算 (1回につき、8単位を加算、1日に3回を限度)																					
	6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき、3単位を加算)																				
		(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき、4単位を加算)																				
	7) 特定診療費																					
8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算() (1日につき、100単位を加算)																					
	(二) 生産性向上推進体制加算() (1日につき、15単位を加算)																					
9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき、22単位を加算)																					
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき、18単位を加算)																					
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき、6単位を加算)																					
10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、+所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																				
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、+所定単位×19/1000)																					
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき、+所定単位×10/1000)																					
11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき、+所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																				
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき、+所定単位×11/1000)																					
12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき、+所定単位×5/1000)																						

注：特定診療費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束防止策実施計画については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画策定済みの施設については、業務継続計画の予防及び発生時のための指針の整備及び策定等に関する具体的な計画の策定を行った場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業部同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用費が20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×35/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100		
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (328単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
	(2) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (328単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
		要介護1・2 (316単位)								
		要介護3・4・5 (418単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算()	(1月につき +319単位)								
	(2) 特定事業所加算()	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算()	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算()	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算()	(1月につき +282単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算()ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算()イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算()ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算()	(+900単位)								
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)							

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が適用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の数に付随する標準を定めた場合	入所者の数が入所者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の数を定めた場合	看護部が基準に定めた看護職員の数に20/100を超えて得た取次室の場合	活動のユニット・グループ・ユニット等に配置していないユニットに於ける専任が未定である場合	身体拘束禁止未実施済	安全管理体制未実施済	注	注	注	注	注	注
イ	(1) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (724 単位)	×90/100										
			要介護2 (832 単位)											
			要介護3 (1,079 単位)											
		二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (833 単位)											
			要介護2 (943 単位)											
			要介護3 (1,189 単位)											
	(2) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (711 単位)											
			要介護2 (820 単位)											
			要介護3 (1,067 単位)											
		二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (821 単位)											
			要介護2 (931 単位)											
			要介護3 (1,177 単位)											
(3) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (804 単位)												
		要介護2 (914 単位)												
		要介護3 (1,160 単位)												
	二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (914 単位)												
		要介護2 (1,024 単位)												
		要介護3 (1,270 単位)												
ロ	(1) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (875 単位)	×70/100										
			要介護2 (771 単位)											
			要介護3 (991 単位)											
		二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (885 単位)											
			要介護2 (995 単位)											
			要介護3 (1,242 単位)											
	(2) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (869 単位)											
			要介護2 (979 単位)											
			要介護3 (1,225 単位)											
		二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (979 単位)											
			要介護2 (1,089 単位)											
			要介護3 (1,336 単位)											
(3) 型介護医療院サービス費()	一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (848 単位)												
		要介護2 (744 単位)												
		要介護3 (964 単位)												
	二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (958 単位)												
		要介護2 (1,068 単位)												
		要介護3 (1,314 単位)												
ハ	(1) 型特別介護医療院サービス費()	一) 型特別介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (881 単位)	×90/100										夜間勤務等() + 23単位
			要介護2 (981 単位)											
			要介護3 (1,228 単位)											
		二) 型特別介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (764 単位)											
			要介護2 (864 単位)											
			要介護3 (1,081 単位)											
	(2) 型特別介護医療院サービス費()	一) 型特別介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (914 単位)											
			要介護2 (707 単位)											
			要介護3 (926 単位)											
		二) 型特別介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (921 単位)											
			要介護2 (1,031 単位)											
			要介護3 (1,086 単位)											
ニ	(1) ユニット型 型介護医療院サービス費()	一) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位)	×90/100										
			要介護2 (960 単位)											
			要介護3 (1,189 単位)											
		二) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (860 単位)											
			要介護2 (970 単位)											
			要介護3 (1,199 単位)											
	(2) ユニット型 型介護医療院サービス費()	一) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (848 単位)											
			要介護2 (958 単位)											
			要介護3 (1,184 単位)											
		二) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (858 単位)											
			要介護2 (968 単位)											
			要介護3 (1,194 単位)											
ホ	(1) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (848 単位)	×97/100											
		要介護2 (958 単位)												
		要介護3 (1,172 単位)												
	(2) 経過的ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (858 単位)												
		要介護2 (968 単位)												
		要介護3 (1,173 単位)												
ヘ	(1) ユニット型 型特別介護医療院サービス費()	一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (828 単位)	×90/100										
			要介護2 (938 単位)											
			要介護3 (1,166 単位)											
		二) 経過的ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (838 単位)											
			要介護2 (948 単位)											
			要介護3 (1,176 単位)											
	(2) ユニット型 型特別介護医療院サービス費()	一) ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)											
			要介護2 (918 単位)											
			要介護3 (1,114 単位)											
		二) 経過的ユニット型 型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (818 単位)											
			要介護2 (928 単位)											
			要介護3 (1,124 単位)											

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
1 退所時指導加算(1)	1月につき1回を限度として10単位を加算	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
2 再入所時支援加算(2)	(入所者1人につき1回を限度として10単位を加算)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3 退所時指導加算(2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所者1回又は2回を限度に、400単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、400単位を算定)	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活状態を提供した場合
		c 退所時指導加算 (退所後1回を限度に、400単位)	注 退所後の医療機関が医師に対して心身の状況、生活状態を提供した場合
		d 退所時情報提供加算 (退所前1回を限度に、500単位)	注 退所後の医療機関が医師に対して心身の状況、生活状態を提供した場合
		e 退所前連携加算 (500単位)	注 退所後の医療機関が医師に対して心身の状況、生活状態を提供した場合
		f 退所前連携加算 (500単位)	注 退所後の医療機関が医師に対して心身の状況、生活状態を提供した場合
(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 退所後の医療機関が医師に対して心身の状況、生活状態を提供した場合	
4 協力医療機関連携加算	(一) 連携・診療を行う体制を整備確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (二) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
5 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 10単位を加算)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
6 経口嚥下加算(2)	(1日につき 20単位を加算)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
7 経口嚥下加算(2)	(一) 経口嚥下加算() (1月につき 400単位を加算)	注 介護管理の基準を満たさない場合又は経口嚥下加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口嚥下加算() (1月につき 100単位を加算)	注 経口嚥下加算()を算定していない場合は、算定しない。	
8 口腔衛生管理加算(2)	(一) 口腔衛生管理加算() (1月につき 400単位を加算)	注 介護管理の基準を満たさない場合又は経口嚥下加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 口腔衛生管理加算() (1月につき 100単位を加算)	注 経口嚥下加算()を算定していない場合は、算定しない。	
9 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10 在宅復帰支援機能加算(2)	(1日につき 10単位を加算)		
11 特別診療費(2)			
12 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき510単位を算定)		
	イ 特定治療		
13 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)		
14 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 100単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 200単位を加算)		
15 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所者7日に限り 1日につき200単位を加算)		
16 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
17 排せつ支援加算(2)	(1) 排せつ支援加算() (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算() (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算() (1月につき 20単位を加算)		
18 自立支援促進加算(2)	(1月につき +10単位を加算)		
19 科学的介護推進体制加算(2)	(1) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 40単位を加算)		
20 安全対策体制加算(2)	(入所者1人につき1回を限度として10単位を算定)		
21 高齢者虐待対応等向上加算	(一) 高齢者虐待対応等向上加算() (1月につき 10単位を加算)		
	(二) 高齢者虐待対応等向上加算() (1月につき 10単位を加算)		
22 新居居定等施設療養費	(1月に1回、連続する日も限度として、200単位を算定)		
23 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算)		
	(二) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算)		
	(三) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算)		
24 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 20単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 10単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
25 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×10/1000)		
26 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×11/1000)		
27 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

八及び九を適用する場合には、(2)を適用しない。

令和7年度以降の介護報酬改定については、介護報酬改定に際しては、介護報酬改定に際しては、令和7年度5月31日までの期間適用しない。

介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)**
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策 定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者が50人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算()								
	(3) 介護職員処遇改善加算()								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/100)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

注：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	複数名訪問加算 ()	複数名訪問加算 ()	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 -5単位
	(2) 3分未満 (450単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 2分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	
	(2) 3分未満 (381単位)												
	(3) 3分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同加算 (1月につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)													

「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 1月以内の2回目を以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 -5単位
	介護老人保健施設の場合 1回につき 307単位							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)								

「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費() (1)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費() (在宅時医学協会 管理料又は特定施 設入居時等医学協 会管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 経路又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の 利用者又は居住系施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的指導指導を行った場合 + 100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算				
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100	生活開始日の属する月から6月以内 1月につき + 562単位	+ 240単位	- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	(1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算()	(1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 34 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 20 / 1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1000)								
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)								注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100
		要支援2 (250 単位)	2.5 単位												
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位												
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位												
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100
		要支援2 (250 単位)	2.5 単位												
	(二) 経過型併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位												
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
(2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位												
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
(二) 経過型併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位													
要支援2 (250 単位)	2.5 単位														

1. 介護職員処遇改善加算 (1日につき + 5.0 単位 (1日に1回を限度))

2. 療養費加算 (1日につき + 4 単位を加算 (1日に1回を限度))

3. 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算 (1日につき + 3 単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算 (1日につき + 4 単位を加算)

4. 主要科目・主要項目別加算 (1) 主要科目・主要項目別加算 (1月につき + 0.1 単位を加算)
(2) 主要科目・主要項目別加算 (1月につき + 0.1 単位を加算)

5. サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 2.2 単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 1.8 単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 6 単位を加算)

6. 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 6.3 / 1,000)
(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 6.0 / 1,000)
(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 3.3 / 1,000)

7. 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 2.7 / 1,000)
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 2.3 / 1,000)

8. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

身体拘束禁止指定介護事業については令和7年1月1日から適用する。

資料提供計画未定算定については、提供計画の開始及び人員配分の防止のための算定の範囲及び計算等に際する具体的な算定の予定がなければ、令和7年3月31日までの期間適用しない。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																					
			療養を行う施設の勤務係長等による場合	利用者が認知症の疑いがある場合	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が1名以上いる場合	高齢のコンピュータモニターに設置していないコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード	施設長がコンピュータに於ける身体障害者用キーボード																				
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔基本型〕	要支援1 (522 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×7/100	×7/100	×7/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +31単位	1日につき +31単位	1日につき +31単位	1日につき +31単位	1日につき +184単位																	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔在宅型〕	要支援1 (632 単位)															要支援2 (722 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位														
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔基本型〕	要支援1 (611 単位)																		要支援2 (722 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔在宅型〕	要支援1 (672 単位)															要支援2 (832 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位														
	二 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型個室・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	要支援1 (583 単位)																		要支援2 (733 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (642 単位)															要支援2 (782 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位														
		三 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型個室・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔療養型〕																		要支援1 (583 単位)	要支援2 (733 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位										
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕															要支援1 (622 単位)	要支援2 (782 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位													
	四 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞															要支援1 (568 単位)				要支援2 (718 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位										
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞															要支援1 (624 単位)	要支援2 (774 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位													
		二 ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一 ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()															a ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室＞〔基本型〕				要支援1 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×7/100	×7/100	×7/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +31単位	1日につき +31単位	1日につき +31単位
																		b ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室＞〔在宅型〕	要支援1 (632 単位)	要支援2 (842 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位												
	c 経過のユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室の多床室＞〔基本型〕																	要支援1 (622 単位)	要支援2 (732 単位)															
	d 経過のユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室の多床室＞〔在宅型〕																	要支援1 (682 単位)		要支援2 (842 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位												
	二 ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型個室・看護職員を配置＞		a ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室＞〔療養型〕															要支援1 (653 単位)	要支援2 (812 単位)															
			b 経過のユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室の多床室＞〔療養型〕															要支援1 (642 単位)		要支援2 (812 単位)														
三 ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型個室・看護オンコール体制＞			a ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室＞〔療養型〕	要支援1 (653 単位)	要支援2 (812 単位)	1日につき +31単位	1日につき +31単位																											
			b 経過のユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (652 単位)				要支援2 (812 単位)																										
	四 ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型個室＞	要支援1 (611 単位)	要支援2 (772 単位)	1日につき +31単位				1日につき +31単位																									
		b 経過のユニタ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニタ型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	要支援1 (611 単位)					要支援2 (772 単位)																										

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算() (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算	(利用中に11日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 日中連携強化加算	(1日につき +53単位(1月に1回を限度)
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算() (1日につき 2単位を加算)
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 緊急時看護指導 (1月1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (二) 特定治療
(8) サービス提供体制加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 113単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 113単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 23単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 13単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×29/1000) (二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×16/1000)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×21/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×17/1000)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×8/1000)

注 所定単位は、(1)から(12)までにより算定した単位数の合計

注 身体障害者止養施設等については令和3年(1月)から適用する。

注 業務継続計画策定支援加算については、施設長の劣等及び人員確保のための設計の整備及び改善策に関する業務継続計画の策定を行った(注)の場合には、令和3年(1月)31日までの期間適用しない。

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和3年(1月)31日まで策定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100									
			要支援2 (666 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (559 単位)										
			要支援2 (693 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (549 単位)										
			要支援2 (684 単位)										
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位)											
		要支援2 (747 単位)											
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (623 単位)											
		要支援2 (780 単位)											
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (612 単位)											
		要支援2 (769 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
		要支援2 (588 単位)											
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位)											
	要支援2 (678 単位)												
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)	×97/100										
		要支援2 (775 単位)											
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (643 単位)											
		要支援2 (804 単位)											
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (634 単位)											
		要支援2 (793 単位)											
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)											
		要支援2 (775 単位)											
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (643 単位)											
		要支援2 (804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (634 単位)												
	要支援2 (793 単位)												
(3) 口腔連携強化加算 (1日につき +30単位(月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算				(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)									
				(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算				(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)									
				(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)									
(8) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)									
				(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)									
				(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)									
(9) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×26/1000)									
				(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×19/1000)									
				(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×10/1000)									
(10) 介護職員等特定処遇改善加算				(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×15/1000)									
				(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×11/1000)									
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)				注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)			+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 【イ(1)を算定する場合のみ算定】 (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	×98/100	-62単位	-111単位	-184単位	-233単位	-281単位	-91単位	-141単位	-216単位	-266単位	-322単位	-62単位	-111単位	-184単位	-233単位	-281単位	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
		要介護2 (9,720 単位)																											
		要介護3 (16,140 単位)																											
		要介護4 (20,417 単位)																											
		要介護5 (24,692 単位)																											
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)																					+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +211単位	1月につき +315単位	1月につき ()の場合 +500単位又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき +250単位
		要介護2 (12,418 単位)																											
		要介護3 (18,948 単位)																											
		要介護4 (23,358 単位)																											
		要介護5 (28,298 単位)																											
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)		-1/100	-1/100																										
基本夜間訪問サービス費 (1月につき 313単位)																													
定期巡回サービス費 (1月につき 372単位)																													
随時訪問サービス費 () (1月につき 367単位)																													
随時訪問サービス費 () (1月につき 764単位)																													
初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位)																													
遠隔時共同指導加算 (一) 一体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要なもの算定可能 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +600単位)																													
(1) 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,200単位を加算) (イ又はロを算定する場合のみ算定)																													
(2) 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 300単位を加算)																													
生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)																													
(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)																													
(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)																													
エ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算 () (1月につき +90単位)																											
		(二) 認知症専門ケア加算 () (1月につき +120単位)																											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算 () (1月につき +30単位)																											
		(二) 認知症専門ケア加算 () (1月につき +40単位)																											
ロ口添削強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1月につき +50単位(月に1回を限度))																													
エ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +750単位)																											
		(二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +640単位)																											
		(三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +350単位)																											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +220単位)																											
		(二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +180単位)																											
		(三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき +60単位)																											
注 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×137/1000)																													
(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×100/1000)																													
(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×55/1000)																													
注 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×63/1000)																													
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42/1000)																													
注 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)																													

「特別地域密着型巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定の単位数を算入。

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、令和1年1月1日をもって算定可能。

【脚注】
 単位数算定記号の説明
 × 単位数 × 算定率 / 100
 = 単位数 × 算定率 / 100
 = 単位数 × 算定率 / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費	(1月につき 989単位)			1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費	(1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費()	(1回につき 567単位)	- 1 / 100	- 1 / 100					
	随時訪問サービス費()	(1回につき 764単位)							
	口 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,702単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)							
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)							
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 認知症対応型通所介護費

基本部分	項目	単位数	単価	延べ単位数	延べ単価	延べ単価	介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等		介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等																											
							介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等																			介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等																							
(1) 認知症対応型通所介護費	一）3時間以上4時間未満	介護員1	420円	*43700	37/100	14214000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																										
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	二）4時間以上5時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	三）5時間以上6時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	四）6時間以上7時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	五）7時間以上8時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	六）8時間以上9時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	(2) 認知症対応型通所介護費	一）3時間以上4時間未満	介護員1																											420円	*43700	37/100	14214000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			介護員2																											420円																									
			介護員3																											420円																									
		二）4時間以上5時間未満	介護員1																											420円																									
			介護員2																											420円																									
			介護員3																											420円																									
三）5時間以上6時間未満		介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
四）6時間以上7時間未満		介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
五）7時間以上8時間未満		介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
六）8時間以上9時間未満		介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
(3) 認知症対応型通所介護費		1）3時間以上4時間未満	介護員1	420円	*43700	37/100	14214000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																										
			介護員2	420円																																																			
			介護員3	420円																																																			
		2）4時間以上5時間未満	介護員1	420円																																																			
			介護員2	420円																																																			
			介護員3	420円																																																			
	3）5時間以上6時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	4）6時間以上7時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	5）7時間以上8時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				
	6）8時間以上9時間未満	介護員1	420円																																																				
		介護員2	420円																																																				
		介護員3	420円																																																				

サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき、2)乗数加算)	0	0	0	0
介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき、+ 実定率) × 10.4 / 100	0	0	0	0
介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1日につき、+ 実定率) × 2.6 / 100	0	0	0	0
介護職員等ベースアップ等	1) 介護職員等ベースアップ等(1) (1日につき、+ 実定率) × 2.3 / 100	0	0	0	0

： 標準費又は実費の発生を理由とする利用者の減額が一定以上生じた場合、事業所と同一地域に居住する者又は同一建物から利用する者に対する認知症対応型通所介護費が3割減、中山間地域等に居住する者へのサービス費加算額、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等」は、支給標準額等の対象外と算定される。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		登録者が要介護状態となる場合	従事者の員数が基準に満たない場合	身体障害者福祉法による障害等級	高齢者福祉法による障害等級	難病等福祉法による障害等級	通少サービスに対する減額	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,498							
		要介護2	15,270							
		要介護3	22,368							
		要介護4	24,677							
		要介護5	27,208							
	2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,624							
		要介護2	13,648							
		要介護3	20,144							
		要介護4	22,233							
		要介護5	24,516							
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	572								
	要介護2	831								
	要介護3	1,204								
	要介護4	1,277								
	要介護5	1,614								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症加算	(1月につき 410単位を加算)								
	2) 認知症加算	(1月につき 410単位を加算)								
	3) 認知症加算	(1月につき 210単位を加算)								
	4) 認知症加算	(1月につき 210単位を加算)								
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用要人加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 看護職員配置加算	(1月につき 930単位を加算)								
	2) 看護職員配置加算	(1月につき 780単位を加算)								
	3) 看護職員配置加算	(1月につき 450単位を加算)								
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
ス 総合でマネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	総合でマネジメント体制強化加算	(1月につき 110単位を加算)								
	総合でマネジメント体制強化加算	(1月につき 110単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	1) 生活機能向上連携加算	(1月につき +100単位)								
	2) 生活機能向上連携加算	(1月につき +200単位)								
9 日誌・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
7 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
9 生産性向上推進体制加算	生産性向上推進体制加算	(1月につき 100単位を加算)								
	生産性向上推進体制加算	(1月につき 100単位を加算)								
サービス提供体制強化加算	1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算	(1月につき 210単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算	(1月につき 640単位を加算)							
	2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算	(1月につき 350単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算	(1日につき 2.5単位を加算)							
注										
2) 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位×102/1000)								注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計
	2) 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位×74/1000)								
	3) 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位×41/1000)								
2) 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×15/1000)								注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計
	2) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×12/1000)								
2) 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)								注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計
<p>注：特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入」</p> <p>注：特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入」</p> <p>注：特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入」</p> <p>注：特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入」</p>										

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1 (265 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-17/100	-37/100	1ユニットで夜数を行う場合の員数を2人以上とする場合	認知症対応型共同生活介護費(イ)	1日につき +50単位
		要介護2 (261 単位)									
		要介護3 (254 単位)									
		要介護4 (241 単位)									
		要介護5 (229 単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1 (253 単位)									
		要介護2 (249 単位)									
		要介護3 (212 単位)									
		要介護4 (209 単位)									
		要介護5 (205 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1 (283 単位)	×70/100	×70/100	-17/100	-37/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	認知症対応型共同生活介護費(ロ)	1日につき +120単位	
		要介護2 (269 単位)									
		要介護3 (270 単位)									
		要介護4 (267 単位)									
		要介護5 (231 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1 (281 単位)									
		要介護2 (217 単位)									
		要介護3 (241 単位)									
		要介護4 (239 単位)									
		要介護5 (224 単位)									

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき248単位を算定
注 看護の介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 610単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合のみ算定	1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している認知症対応型共同生活介護費(イ)の1/10に相当する単位を加算 2) 1日以外の他の介護加算(イ)を算定している場合は、1日につき 10単位を加算
三 医療連携体制加算	1) 医療連携体制加算(一) (1日につき 22単位を加算) 2) 医療連携体制加算(二) (1日につき 12単位を加算) 3) 医療連携体制加算(三) (1日につき 12単位を加算) 4) 医療連携体制加算(四) (1日につき 5単位を加算)
ク 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合のみ算定	(110単位を加算)
シ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(一) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(二) (1日につき 4単位を加算)
ス 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症チームケア推進加算(一) (1日につき 14単位を加算) 2) 認知症チームケア推進加算(二) (1日につき 13単位を加算)
セ 生活機能向上連携加算	1) 生活機能向上連携加算(一) (1月につき 100単位を加算) 2) 生活機能向上連携加算(二) (1月につき 200単位を加算)
ソ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)
ジ 認知症管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)
注 歯科医師又は歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する認知ケアに関する技術的助成及び指導を月1回以上行っている場合	
ツ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
チ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)
リ 高齢者施設等連携対応費向上加算	1) 高齢者施設等連携対応費向上加算(一) (1月につき 10単位を加算) 2) 高齢者施設等連携対応費向上加算(二) (1月につき 10単位を加算)
レ 高齢者施設等連携対応費	(1月に1回、連続する日数を限度として、210単位を算定)
ル 生活機能向上連携体制加算	1) 生活機能向上連携体制加算(一) (1月につき 100単位を加算) 2) 生活機能向上連携体制加算(二) (1月につき 200単位を加算)
ロ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(一) (1日につき 20単位を加算) 2) サービス提供体制強化加算(二) (1日につき 18単位を加算) 3) サービス提供体制強化加算(三) (1日につき 8単位を加算)
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(一) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(二) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(三) (1月につき +所定単位×45/1000)
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(一) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(二) (1月につき +所定単位×23/1000)
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等ベースアップ等加算 (1月につき +所定単位×23/1000)

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給付標準報酬に含まれる。
 身体障害者手当(介護職員)については、0を算定する場合は、令和1年4月1日から適用する。
 業務継続計画(BCP)については、感染症の予防及びまん延の防止のための臨時の措置及び非常災害に関する業務の計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間限定とし、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員ベースアップ等加算については、令和1年1月1日から算定する。

6 地域密着型特定高齢者介護生活介護費

基本部分		標準	減額	減額	介護職員1名以上の介護		介護職員2名以上の介護		介護職員3名以上の介護		介護職員4名以上の介護		介護職員5名以上の介護		介護職員6名以上の介護		介護職員7名以上の介護		介護職員8名以上の介護		介護職員9名以上の介護		介護職員10名以上の介護						
1 地域密着型特定高齢者介護生活介護費(1日につき)	要介護1 (560 単位)	×70/100	-11/110	-11/110	1日につき +30単位	1日につき +25単位	1月につき +100単位 (1月につき標準額)	1月につき +200単位 (1月につき標準額)	1日につき +15単位	1日につき +20単位	1月につき +150単位	1月につき +200単位	1日につき +10単位	1日につき +15単位	1月につき +100単位	1月につき +150単位	1日につき +5単位	1日につき +10単位	1月につき +50単位	1月につき +75単位	1日につき +3単位	1日につき +5単位	1月につき +30単位	1月につき +45単位	1日につき +2単位	1日につき +3単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	
	要介護2 (420 単位)				1日につき +20単位	1日につき +15単位	1月につき +80単位 (1月につき標準額)	1月につき +120単位 (1月につき標準額)	1日につき +10単位	1日につき +15単位	1月につき +100単位	1月につき +150単位	1日につき +5単位	1日につき +10単位	1月につき +50単位	1月につき +75単位	1日につき +2単位	1日につき +3単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位									
2 訪問型地域密着型特定高齢者介護生活介護費(1日につき)	要介護1 (560 単位)	×70/100	-11/110	-11/110	1日につき +30単位	1日につき +25単位	1月につき +100単位 (1月につき標準額)	1月につき +200単位 (1月につき標準額)	1日につき +15単位	1日につき +20単位	1月につき +150単位	1月につき +200単位	1日につき +10単位	1日につき +15単位	1月につき +100単位	1月につき +150単位	1日につき +5単位	1日につき +10単位	1月につき +50単位	1月につき +75単位	1日につき +3単位	1日につき +5単位	1月につき +30単位	1月につき +45単位	1日につき +2単位	1日につき +3単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	
	要介護2 (420 単位)				1日につき +20単位	1日につき +15単位	1月につき +80単位 (1月につき標準額)	1月につき +120単位 (1月につき標準額)	1日につき +10単位	1日につき +15単位	1月につき +100単位	1月につき +150単位	1日につき +5単位	1日につき +10単位	1月につき +50単位	1月につき +75単位	1日につき +2単位	1日につき +3単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位									
A 訪問型介護費加算(介護職員1名以上の介護)					1日につき 30単位を超過																								
B 介護1介護加算 (介護職員1名以上の介護)	(1) 介護1介護加算					1) 前七日前より1日以上45日以下 (1日につき 20単位を超過)	2) 前七日前より46日以上30日以下 (1日につき 10単位を超過)	3) 前七日前より31日以上90日以下 (1日につき 40単位を超過)	4) 前七日前より91日以上180日以下 (1日につき 60単位を超過)																				
	(2) 介護1介護加算					1) 前七日前より1日以上24日以下 (1日につき 20単位を超過)	2) 前七日前より25日以上30日以下 (1日につき 40単位を超過)	3) 前七日前より31日以上90日以下 (1日につき 60単位を超過)	4) 前七日前より91日以上180日以下 (1日につき 80単位を超過)																				
C 介護2介護加算(介護職員2名以上の介護)					1日につき 30単位を超過																								
D 訪問型介護費加算(介護職員1名以上の介護)					1日につき 30単位を超過																								
E 訪問型介護費加算(介護職員2名以上の介護)					1日につき 30単位を超過																								
F サービス提供体制強化加算					1日につき 20単位を超過																								
G 介護職員処遇改善加算					1日につき 117/110																								
H 介護職員等特定処遇改善加算					1日につき 117/110																								
I 介護職員等ヘルスケア支援加算					1日につき 117/110																								

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者による災害賠償	施設敷地内における災害賠償	業務用住宅用設備設置	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の慢性疾患等による退院後の必要看護費が計られる場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に退院後の必要看護費が計られる場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1: 1,122,000(単位)										-335(単位)	-335(単位)	-335(単位)
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1: 272,000(単位)	×70/100	×70/100	-1,114	-1,114	-1,114	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	-325(単位)	-325(単位)	-325(単位)
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	257(単位)												
	要介護2	257(単位)												
	要介護3	257(単位)												
	要介護4	257(単位)												
A 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)														
B 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)														
C 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算(7日間の限度))														
D 在宅性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 30単位を加算)														
E 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 30単位を加算)														
F 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 20単位を加算(1月2回を限度))														
G 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)														
H 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)														
I 過労時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 30単位を加算)														
J 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)														
K 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)														
L 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)														
M 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)														
N ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 20単位を加算)														
O 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
P 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
Q 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
R 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)														
S 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)														
T 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)														
U 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)														
V 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)														
W 生活自立支援加算(イを算定する場合のみ算定)														
X サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
Y サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
Z サービス提供体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)														
AA 介護職員処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)														
AB 介護職員等特定処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)														
AC 介護職員等ベースアップ等支援加算(イを算定する場合のみ算定)														

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注					
		登録者数が登録定員を超える場合	又 は	注業者の員数が基準を満たした場合	身体拘束禁止未実施減算	要介護者ゼロ減算未実施減算	業務継続計画未実施減算	注	注	注	注	注	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ()	3,450	単位	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 ()	6,902	単位									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ()	3,109	単位									
		要支援2 ()	6,281	単位									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ()	429	単位									
		要支援2 ()	531	単位									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算											
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))													
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)											
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		① 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 100単位を加算) ② 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 200単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)											
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))													
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)											
五 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算)											
山 サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)											
注 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.02/1,000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.4/1,000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×4.1/1,000)											
注 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.5/1,000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.2/1,000)											
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×1.7/1,000)											
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計 注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計													
注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能													

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件等 率を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	認知症対応型 共同生活介護 減算	認知症対応型 共同生活介護 減算	ユニットで夜 勤を行う職員の 員数を2人以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (781 単位)											
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)				-10/100				1日につき -50単位			
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-17/100	-3/100					1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)				-17/100				1日につき -50単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
Ⅱ 認知症対応型加算 (イを算定する場合のみ算定)			113単位を加算										
Ⅲ 遠征時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)										
⊖ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算() (1日につき 159単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算() (1日につき 129単位を加算)										
⊕ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算() (1月につき 200単位を加算)										
Ⅳ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
Ⅴ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
Ⅵ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
Ⅶ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
Ⅷ 高齢者施設等施設対応業務向上加算			(1) 高齢者施設等施設対応業務向上加算() (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等施設対応業務向上加算() (1月につき 30単位を加算)										
Ⅷ 高齢者施設等施設対応業務			(1月につき1回、連続する日を限度として 20単位を算定)										
Ⅸ 生活性向上推進体制加算			(1) 生活性向上推進体制加算() (1月につき 140単位を加算) (2) 生活性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)										
Ⅹ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
Ⅺ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×45/1000)										注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
Ⅻ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×23/1000)										注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
Ⅼ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)										注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

身体拘束廃止未実施減算については、イを算定する場合、支加1月1日から適用する。

業務継続計画(BCP)については、感染症の発生及びまん延防止等のための関係の整備及び事業運営に関する業務計画の策定を行った場合は、令和1年3月1日までの期間適用しない。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和1年3月1日まで算定可能。